

○南砺市審議会等の会議の公開等に係る手続要綱

平成24年6月25日
告示第167号

(趣旨)

第1条 この要綱は、[南砺市まちづくり基本条例\(平成24年南砺市条例第2号\)第26条](#)に規定する会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

(公開しない会議)

第2条 公開等を行わない会議は、次に掲げる会議とする。

(1) [南砺市情報公開条例\(平成16年南砺市条例第9号\)第6条](#)に規定する非開示情報が含まれる審議、審査及び調査を行う会議

(2) 会議を公開することで、当該会議の公正又は円滑な運営に支障をきたすと認められる会議
(会議開催の告知)

第3条 市民に対する会議開催の告知は、会議開催の1箇月前を目途として、会議開催のお知らせ([様式第1号](#))により、会議の名称、議題、公開の可否、日時、場所、傍聴定員その他特記事項等の内容を明記して市ホームページに掲載するものとする。

(傍聴手続等)

第4条 会議の傍聴に係る手続は、会議を主催する担当課が行うものとする。

2 傍聴定員は、5人以上を原則とする。

3 会議の傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書([様式第2号](#))に必要事項を記入し、会議開催日の3日前までに申し込むものとする。ただし、傍聴希望者が定員を超える場合は、原則として先着順とする。

(傍聴の可否の通知)

第5条 傍聴の可否は、傍聴希望者全員に通知するものとする。

(会議資料の公開)

第6条 会議資料は、原則として傍聴者に配布するものとする。ただし、膨大な量になるものは、回覧方式等も考慮するものとする。

2 会議資料は、会議終了後速やかに市ホームページ及び情報公開コーナーで公開するものとする。

(会議録の公開)

第7条 会議録は、無記名の要点記録とし、会議開催後1箇月以内を目途に市ホームページ及び情報公開コーナーで公開するものとする。

(運用所管)

第8条 この要綱の運用については、市民協働部南砺で暮らしません課が所管する。

附 則

この告示は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成28年3月18日告示第98号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月26日告示第216号)

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日告示第123号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

[様式第1号\(第3条関係\)](#)